

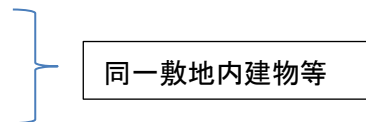
(別紙)

指定訪問系サービス事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物に居住する利用者に対する取扱いについて

(1) 集合住宅における減算の算定について

効率的なサービス提供に繋がるものとして、訪問系サービス事業所（以下「事業所」という。）が次のような集合住宅にサービスを提供する場合は、所定単位数から減算した単位数を算定する。

- ① 事業所と同一建物
- ② 事業所と同一敷地内の建物
- ③ 事業所と隣接する敷地内に所在する建物
(公道を挟む場合を含む)



同一敷地内建物等に居住する利用者が1月あたり50人未満の場合
⇒ 1回につき所定単位数の100の90に相当する単位数を算定
同一敷地内建物等に居住する利用者が1月あたり50人以上の場合
⇒ 1回につき所定単位数の100の85に相当する単位数を算定

- ④ ①～③以外で一つの建物に居住する利用者が1月あたり20人以上の場合
⇒ 1回につき所定単位数の100の90に相当する単位数を算定

(1)についてまとめると、次の表のとおりである。

名称	同一敷地内建物等		同一建物（左記以外）	
位置関係	同一建物 同一敷地 隣接敷地		左記以外	
利用者数	50人未満	50人以上	20人未満	20人以上
算定割合	90/100	85/100	100/100	90/100

[留意事項（平成30年度の報酬改定内容）]

- ①～④いずれの場合もアパートやマンションなど、集合住宅であればすべて含まれる。
- ①～③で50人以上の利用者がいる場合の算定割合が新たに④として設けられた。

(2) 同一敷地内建物等の定義

「同一敷地内建物等」とは、当該事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該事業所と道路等をはさんで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものである。具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など（イメージ図①）、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物（イメージ図②）や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合（イメージ図③）などが該当するものであること。

(3) 同一の建物に20人以上居住する建物の定義

- 「当該事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物」とは、(2)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該事業所の利用者が20人以上居住する場合に該当し(イメージ図④)、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではない。(イメージ図⑥)
- この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。
- 訪問介護の場合
第1号訪問事業(旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。)と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者を含めて計算する。
- 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションの場合
介護予防サービスと一体的な運営をしている場合、介護予防サービスの利用者を含めて計算する。

(4) 同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の定義

- イ 同一敷地内建物等のうち、当該同一敷地内建物等における当該事業所の利用者が50人以上居住する建物の利用者全員に適用されるものである。
- ロ この場合の利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均を用いる。この場合、1月間の利用者の数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を、当該月の日数で除して得た値とする。この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り捨てるものとする。

※(2)、(3)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該事業所の指定事業者と異なる場合であっても減算対象となる。

(5) 減算を適用すべきでない例

当該減算は、事業所と建築物の位置関係により、効率的なサービス提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本減算の適用については、位置関係のみをもって判断することがないように留意すること。具体的には、次のような場合を一例として、サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと。

(同一敷地内建物等に該当しないものの例)

- ・ 同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合(たとえば、UR(独立行政法人都市再生機構)などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地)
- ・ 隣接する敷地であっても、幹線道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合

(同一の建物に20人以上居住する建物に該当しないものの例)

- ・同一建物に、複数のサービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が点在するもの（サービス付き高齢者向け住宅として登録された住戸が特定の階層にまとまっているものを除く。）であって、当該建物の総戸数のうちサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数が5割に満たない場合。

問1 月の途中で、同一の建物に対する減算の適用を受ける建物に入居した又は当該建物から退去した場合、月の全てのサービス提供分が減算の対象となるのか。

(答)

集合住宅減算については、利用者が減算対象となる建物に入居した日から退去した日までの間に受けたサービスについてのみ減算の対象となる。

月の定額報酬であるサービスのうち、介護予防訪問介護費、夜間対応型訪問介護費（Ⅱ）及び定期巡回・随時対応型訪問看護費については、利用者が減算対象となる建物に居住する月があるサービスに係る報酬（日割り計算が行われる場合は日割り後の額）について減算の対象となる。

なお、夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）の基本夜間対応型訪問介護費については減算の対象とならない。また、（介護予防）小規模多機能型居宅介護費及び看護小規模多機能型居宅介護費については利用者の居宅に応じた基本報酬を算定する。

問2 集合住宅減算について、「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」であっても「サービス提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではないこと」とされているが、具体的にはどのような範囲を想定しているのか。

(答)

集合住宅減算は、訪問系サービス（居宅療養管理指導を除く）について、例えば、集合住宅の1階部分に事業所がある場合など、事業所と同一建物に居住する利用者を訪問する場合には、地域に点在する利用者を訪問する場合と比べて、移動等の労力（移動時間）が軽減されることから、このことを適正に評価するために行うものである。

従来の仕組みでは、事業所と集合住宅（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。以下同じ。）が一体的な建築物に限り減算対象としていたところである。

今般の見直しでは、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様の移動時間により訪問できるものについては同様に評価することとし、「同一敷地内にある別棟の集合住宅」、「隣接する敷地にある集合住宅」、「道路等を挟んで隣接する敷地にある集合住宅」のうち、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合と同様に移動時間が軽減されるものについては、新たに、減算対象とすることとしたものである。

このようなことから、例えば、以下のケースのように、事業所と同一建物の利用者を訪問する場合とは移動時間が明らかに異なるものについては、減算対象とはならないものと考えている。

- ・ 広大な敷地に複数の建物が点在するもの（例えば、UR（独立行政法人都市再生機構）などの大規模団地や、敷地に沿って複数のバス停留所があるような規模の敷地）
- ・ 幹線道路や河川などにより敷地が隔てられており、訪問するために迂回しなければならないもの

問3 「同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物」該当するもの以外の集合住宅に居住する利用者に対し訪問する場合、利用者が1月あたり20人以上の場合減算の対象となるが、算定月の前月の実績で減算の有無を判断することとなるのか。

(答)

算定月の実績で判断することとなる。

問4 「同一建物に居住する利用者が1月あたり20人以上である場合の利用者数」とは、どのような者の数を指すのか。

(答)

この場合の利用者数とは、当該指定訪問介護事業所とサービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。(サービス提供契約はあるが、当該月において、訪問介護費の算定がなかった者を除く。)

問5 集合住宅減算について、サービス提供事業所と建物を運営する法人がそれぞれ異なる法人である場合にはどのような取扱いとなるのか。

(答)

サービス提供事業所と建物を運営する法人が異なる場合も減算の対象となる。

問6 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合の減算(集合住宅減算) 30Q&A vol.1

(答)

集合住宅減算の対象となるサービスコードの所定単位数の合計に対して減算率を掛けて算定すること。

なお、区分支給限度基準額を超える場合、区分支給限度基準額の管理に際して、区分支給限度基準額の超過分に同一建物減算を充てることはできないものとする。